

第100回定例研究会

2月20日(金)

於:静岡県評会議室

第2の賃金としての社会保障

報告者: 中澤 秀一 氏 (静岡県立大学短期大学部 准教授)

はじめに

人は「自助」のみで生きられるのか。

賃金(直接賃金)について

- ・賃金は時間決めて提供した労働力という商品の価格といえる。
- ・「賃金 = 労働力の再生産費」というあるべき形に対し、実態は「賃金 < 労働力の再生産費」になってしまっている。
- ・経済力のある買い手が、立場の弱い売り手の足元を見て買い叩くことができる。
- ・労働者は、労働力を資本家に販売しなければ、生活できなくなった。(ここから資本家から「自助」という生活原則を押し付けられる)
- ・本来の意味の「自助」とは、「自分の労働力を売って(雇用保障)、賃金を獲得して、その賃金で自分の生計費や家族の生計費を賄うこと (= 賃金保障) ができるはず。

社会保障(間接賃金)について

- ・国家が経済に介入して、「生存権保障」を政策目的にした社会保障政策を実施しなければ、体制そのものを維持することが困難になった。
- ・従来の社会保障の政策課題とは、労働問題であったが、資本主義が発展する過程で、貧困や生活不安といった生活問題全般に拡大していく。
- ・「賃金+社会保障 = 労働力の再生産費」
- ・社会保障の3つのはたらき
 - 国民に生存権を保障すること
 - 経済(景気)の変動を安定化させること
 - 格差を縮小すること (= 所得再分配機能)

・社会保障の財源としては、労働者から税および保険料を、同じく企業(資本家)からも税および保険料を徴収し、その財源に充てている。

- ・社会保障の財源を消費税に求めることの問題性。
- ・「格差は潜在的には、それは現代の民主社会にとって基本となる能力主義的な価値観や社会の正義の原理とは相容れない水準に達しかねない」(トマ・ピケティ)

賃金と社会保障の関係

- ・それぞれの国々には、その国の経済的・社会的諸条件に規定された国民に保障されなければならない雇用、生存、栄養、医療、教育、住宅、余暇などの最低水準(= ナショナル・ミニマム)が存在する。
- ・保障の直接責任は国(政府)にあり、国は労働法制、社会保障、社会サービス(義務教育や公共住宅など)、その他の規制などの手段によって、格差や貧困の原因を取り除かなければならない。
- ・賃金(活動時)の水準 > 社会保障(非活動時)の水準
- ・「自助」(= 賃金)だけで、さまざまリスクを乗り越えられるか。
- ・長いスパンで考えると、ほとんどの人は賃金と社会保障の両方があるのはじめて生活が成り立つ。

おわりに

- ・「賃金で生計を立てる」という固定観念を捨てて、「賃金と社会保障(社会サービス)の組み合わせで人間らしい生活が成り立つ」という事実を学ぶべきではないか。